



平成18年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 ヤ マ シ ナ
代 表 者 名 代表取締役社長 谷川 満
(コード番号 5955 大証第2部)
問 合 せ 先 総合企画部長 秋山 由光
TEL (075) - 591 - 2131

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第131期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 将来の事業展開に備え、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 周知性の向上を図るため電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条(公告の方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営の機動性を発揮するとともに監査機能の強化を図るため、現行定款第15条(取締役の員数)および同第25条(監査役の員数)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法律第12号)および会社計算規則(同13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 当会社に設置する機関をあらためて定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨をあらためて定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株式についての権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主の皆さまに提供したものとみなす対応ができるよう、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤ 取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第23条(決議の要件)を変更案第26条(取締役会の決議の省略)に変更するものであります。

⑥ 以上のほか、会社法に基づく公開会社として必要な規定の加除、修正などを行う
ものであります。

(5) その他、条文の移設および削除などの所要の変更ならびに表現、字句の整理を行うも
のであります。

2. 変更の内容

別紙をご覧ください。

3. 日程

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成 18 年 6 月 29 日 (木) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 18 年 6 月 29 日 (木) |

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～28. (条文省略)</p> <p>29. マーケティングリサーチ、経営情報の調査収集・提供および情報処理サービスならびに経理事務の受託処理業務</p> <p>30. ～32. (条文省略) (新 設)</p> <p>33. (条文省略) (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は1億5,960万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. ～28. (現行どおり)</p> <p>29. マーケティングリサーチ、経営情報の調査収集・提供および情報処理サービスならびに経理事務の受託処理業務</p> <p>30. ～32. (現行どおり)</p> <p>33. <u>電子機器・情報機器・通信機器の輸入、製造、販売</u></p> <p>34. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>つぎの機関を置く。</u></p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,960万株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買い取りその他株式に関する取り扱いならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買い取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人がこれを取り扱い、当社においては取り扱わない。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第 10 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 11 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都新宿区においても招集することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第 10 条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、つぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 株主総会は、<u>京都市</u>において招集する。</p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役のうち1名がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を<u>証する書面</u>を株主総会ごとに、当会社に<u>差し出さなければならない</u>。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を<u>証明する書面</u>を株主総会ごとに、当会社に<u>提出</u>しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(欠員の補充) <u>第18条</u> 取締役に欠員を生じた場合においても法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。</p> <p>(報 酬) <u>第19条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p><u>第20条</u> (条文省略)</p> <p>(招集の手続) <u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。 (新 設)</p> <p>(議 長) <u>第22条</u> 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役の内1名がこれにあたる。</u> (新 設)</p> <p>(決議の要件) <u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第24条</u> 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を定める。 ② (条文省略) ③ 取締役の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) <u>第25条</u> 当社の監査役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(選 任) <u>第26条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(報酬等) <u>第22条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>(招集の手続) <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(招集権者および議長) <u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) <u>第26条</u> 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) <u>第27条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② (現行どおり) ③ 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数) <u>第28条</u> 当社の監査役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法) <u>第29条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>(欠員の補充)</u> 第28条 監査役に欠員が生じた場合においても法定の員数を欠かないときは、<u>補充選任を行わないことができる。</u></p> <p>(常勤監査役) 第29条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p> <p>(報 酬) 第30条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第31条～第32条 (条文省略)</p> <p><u>(決議の要件)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第34条 当社の営業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当) 第35条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 ② <u>利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> ③ <u>未払配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(任 期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (削 除) (削 除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第37条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>